

新 旧 対 照 表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
 (昭和63年2月12日付け社庶第30号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知)

改正	現行
<p style="text-align: right;">昭和63年2月12日 社庶第30号</p>	<p style="text-align: right;">昭和63年2月12日 社庶第30号</p>
<p>各 都道府県民生主管部(局)長 殿</p>	<p>各 都道府県民生主管部(局)長 殿</p>
<p style="text-align: center;">厚生省社会局庶務課長 厚生省児童家庭局企画課長</p>	<p style="text-align: center;">厚生省社会局庶務課長 厚生省児童家庭局企画課長</p>
<p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p>	<p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p>
<p>標記については「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、その取扱いの細則について下記のとおりとすることとしたので、御留意願いたい。</p>	<p>標記については「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、その取扱いの細則について下記のとおりとすることとしたので、御留意願いたい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 業務従事期間の認定 (略)</p>	<p>1 業務従事期間の認定 (略)</p>
<p><u>2 福祉に関する相談援助の業務の範囲</u> 局長通知別添1に掲げる者には、当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員(そのことが辞令により明確になっている職員に限る。)であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるものが含まれること。</p>	<p>2 介護等の業務の範囲 (1)・(2) (略)</p>
<p><u>3 介護等の業務の範囲</u> (1)・(2) (略)</p>	<p>2 介護等の業務の範囲 (1)・(2) (略)</p>

(3) 局長通知別添2の1の(2)に掲げる者には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場をいう。)、障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設(障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮をいう。))、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置要綱)に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館(「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙1(隣保館デイサービス事業実施要領)に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。)の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

(4) (略)

(5) 局長通知別添2の1の(22)、(24)から(26)までに掲げる者には、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。

(6) 局長通知別添2の1の(38)の「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。

ア～オ (略)

(7)～(11) (略)

(12) 局長通知別添2の1の(33)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」(平成19年6月18日付け障発第0618001号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発0801002号)の別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(12)に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

(3) 局長通知別添2の1の(2)に掲げる者には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場をいう。))、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置要綱)に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第5条第26項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館(「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙1(隣保館デイサービス事業実施要領)に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。)の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

(4) (略)

(5) 局長通知別添2の1の(21)から(24)までに掲げる者には、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。

(6) 局長通知別添2の1の(36)の「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。

ア～オ (略)

(7)～(11) (略)

(12) 局長通知別添2の1の(31)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」(平成19年6月18日付け障発第0618001号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発0801002号)の別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(12)に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。